

第1条 趣旨

この要綱は、職員業績表彰の実施に当たり、八王子市職員表彰規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 対象職員

通常業務および各種プロジェクト、委員会、検討会等（「各種プロジェクト等」という。）の活動において、次の各号のいずれかに該当する著しい成果を挙げた個人またはグループとする。

- (1) 市政に貢献したと認められるもの
- (2) 事務及び事業の能率が向上すること
- (3) 市民サービスの向上に寄与すること
- (4) 経費が節減されること
- (5) 収入が増加になること
- (6) その他表彰に値する功績であると認められるもの

第3条 内申方法

職員が前条に該当するときは、当該職員の所属長は、その旨市長に随時内申する。ただし、各種プロジェクト等については、これを所掌する所管の長が内申する。

- 2 前項の内申は、表彰理由、表彰対象者、活動期間および具体的成果を明記した内申書の提出により行う。

第4条 受章者の決定

受章者は、表彰審査会の審査を経て、市長が決定する。

第5条 表彰の方法

市長から表彰状を授与する。

- 2 前項の表彰があったときは、総務部長はその旨速やかに庁内に周知する。

第6条 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。